平成２２年（フ）第２７０号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字東粂原310番地
債務者　井上　勝巳
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０９７号
さいたま市南区南浦和３丁目22番18号205
債務者　橋爪　宏幸
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９８号
さいたま市南区南浦和３丁目22番18号205
債務者　橋爪みゆき
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
長野市大字若槻団地３番地136
債務者　齋藤　晶夫
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３１８号
函館市亀田港町１番25―402号
債務者　近藤　祐美（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３３４号
函館市大森町30番２号
債務者　佐藤　秀司
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６０号
函館市中道１丁目26番19号
債務者　武田　孝一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６２号
函館市田家町11番10―201号
債務者　関谷　輝美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６９号
函館市新川町16番５号
債務者　加賀　亜希
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
愛知県岡崎市日名中町14番地18
債務者　江川　知之
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
静岡県富士宮市万野原新田3986番地の３　クリエイトハイム笹原１Ｅ、前住所静岡県富士宮市山宮1076番地の39
債務者　植田アメリア（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３８号
岩手県宮古市保久田７番21号　１階
債務者　臼木　　実
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第４０号
岩手県宮古市田老字和蒔75番地５
債務者　山内　有希
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第１５３号
栃木県佐野市関川町696番地４
債務者　池田　琴惠
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５５５３号
大阪府枚方市牧野阪３丁目９番13号
債務者　中川　博司
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１５号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根898番地５　２Ｆ
破産者　砂川　巨安
1　主文　当裁判所が平成22年７月８日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「沖縄県宮古島市平良字西仲宗根1535番地35」とあるのを「沖縄県宮古島市平良字東仲宗根898番地５　２Ｆ」と更正する。
2　決定年月日　平成22年８月11日
那覇地方裁判所平良支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１４号
千葉県松戸市松戸新田３番地の３　ゼフォーヒルズ松戸フィオリーナ205号
破産者　山田　庄一
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部